

仙台市農業委員会第 23 回総会議事録

I. 開催日時 令和 2 年 4 月 28 日（火曜日）午後 1 時 23 分から午後 2 時 00 分

II. 開催場所 仙台市役所二日町第二仮庁舎 6 階 農業委員会委員室

III. 出席委員 (19 人)

会 長	1 番 佐々木 均		
会長職務代理者	2 番 中野 勲		
委 員	3 番 赤間 敬	4 番 大泉 権吾	5 番 大里 重市
	6 番 加藤 和江	7 番 加藤 和彦	8 番 菅野 則義
	9 番 郷古 雅春	10 番 佐藤 千治	11 番 菊地 郁夫
	12 番 佐藤 とみ	13 番 品川 忠夫	14 番 鈴木 通
	15 番 鈴木 正年	16 番 高橋 勝彦	17 番 松原 菊男
	18 番 嶺岸 若夫	19 番 結城 一吉	

IV. 欠席委員 (0 人)

V. 議事日程

1. 開会
2. あいさつ
3. 議事録署名委員の指名
4. 議案
 - 第 1 号議案 農地法第 3 条第 1 項の規定による許可申請に係る処分決定の件
 - 第 2 号議案 農地法第 5 条の規定による許可申請に係る処分決定の件
 - 第 3 号議案 農地法第 5 条許可に関する事業計画変更承認申請に係る処分決定の件
 - 第 4 号議案 仙台農業振興地域整備計画の変更に係る意見を求める件
5. 協議
 - (1) 新型コロナウイルス感染症の拡大に伴う農業委員会業務の対応方針(案)
 - (2) 令和 2 年度農地パトロール（利用状況調査）の実施（案）
6. 報告
 - (1) 農地改良工事（現状変更）届出
 - (2) 農地法第 4 条第 1 項第 8 号の規定による農地転用届出
 - (3) 農地法第 5 条第 1 項第 7 号の規定による農地転用届出
 - (4) 農地法第 3 条の 3 の規定（相続）による届出
 - (5) 農地法第 18 条第 6 項の規定（合意解約）による通知
 - (6) 売り渡し希望農地一覧表
 - (7) 農地利用最適化推進委員について
 - (8) 第 6 回企画検討チーム会議報告について
 - (9) 農地利用最適化推進活動に関するアンケート結果について
 - (10) 経営意向調査報告書
7. 仙台市農業委員会の法令遵守の申し合わせ決議

8. その他

(1) 会長報告

(2) 事務局からの連絡事項

①農地台帳の写し及び耕作証明書の郵送による申請・交付の実施について

②月報の様式変更（人・農地プランの話し合い活動記録票の追加ほか）

③その他事務局からの連絡事項

VI. 農業委員会事務局職員

事務局長	加藤 隆	事務課長	庄司 厚
主幹兼振興係長	山本 幸子	農地係長	八木 正志
振興係主査	内海 敏子	農地係主任	菊地 一郎
農地係主任	伊藤 秀宣	農地係会計年度任用職員	庄子 尚

VII. 会議の概要

1 開 会	開 会	(午後1時23分)
司会：主幹兼振興係長	ただいまから仙台市農業委員会第23回総会を開催いたします。 開会にあたりまして、仙台市農業委員会佐々木会長から、ごあいさつをお願いします。	
2 会長挨拶	－ 会長 あいさつ －	
司会：主幹兼振興係長	初めに、新任職員の紹介をいたします。事務局長の加藤隆です。農地係主任の菊地一郎です。振興係主任の佐藤徹です。本日欠席ですが、農地係主任の郷古真喜子が赴任しています。 (新任職員退席) 次に議長の選出ですが、仙台市農業委員会会議規則第5条の規定により会長が議長を務めることとなっていますので、佐々木会長、よろしく願いいたします。	
議 長 (佐々木会長)	本日は、欠席届出はありません。全員出席ですので、会議は成立しております。 続きまして、議事録署名委員の指名ですが、私から指名することに、ご異議ありませんか。 (異議なし)	
議 長	それでは、15番鈴木正年委員、16番高橋勝彦委員を指名いたします。	
議 長	議事に入ります。 第1号議案農地法第3条第1項の規定による許可申請に係る処分決定の件について、を上程いたします。	(午後1時25分)

調査委員会を、第一調査委員会が担当し、令和2年4月22日に実施いたしました。新型コロナウイルスの感染予防対策等のため、時短で行います。調査内容につきましては、調査報告書をお配りし、書面での報告とさせていただきます、総会での調査委員からの口頭報告は省略します。

調査報告（机上配布）

（第一調査委員会結城一吉委員長報告）

第1号議案の調査委員会の結果について報告します。

調査委員会を、4月22日に実施いたしました。調査は、3番赤間敬委員、5番大里重市委員、6番加藤和江委員と13番品川忠夫委員の4名で行いました。今回の申請は、売買による規模拡大が1件、贈与による農業承継が1件、賃貸借権の設定による新規就農が3件の合計5件です。番号1番と5番を13番品川忠夫委員から、番号2番から4番までを5番大里重市委員から報告します。

（13番品川忠夫委員報告）

番号1番は、贈与による所有権移転です。同居している長男へ贈与により農業承継を図るものです。譲受人は、現在トラクター1台、耕うん機1台、田植機1台、収穫機1台を所有し、家族2人で107aの農地を耕作しています。4月15日に庄司善春農地利用最適化推進委員が申請地の利用状況等の現地確認をしており、本件の権利取得により周辺農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障はないと考えられます。以上のことから、農地法第3条第2項の各号については、別添調査確認表のとおり抵触するものはなく、許可相当と調査いたしました。

（5番大里重市委員報告）

番号2番から4番までは関連がありますので、一括して報告します。賃貸借権の設定により新規就農するものです。譲受人は、38歳の男性で、3月まで農業大学校での実習により農業経験を積んできており、現在、耕うん機1台（管理機）を所有しています。今回3人から58aの農地を借り受けて、野菜中心で畑作を行う計画です。農地の一部には使用収益権による設定（地役権）がされておりますが、耕作には支障がありません。（水力発電のための地下導水路）。4月15日に佐藤多喜雄農地利用最適化推進委員が申請地の利用状況等の現地確認をしており、本件の権利取得により周辺農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障はないと考えられます。以上のことから、農地法第3条第2項の各号については、別添調査確認表のとおり抵触するものはなく、許可相当と調査いたしました。

（13番品川忠夫委員報告）

番号5番は、売買により規模拡大するものです。譲受人は、現在トラクター1台、耕うん機1台、田植機1台、収穫機1台を所有し、家族3人で573aの農地を耕作しています。4月15日に早坂久農地利用最適化推進委員が申請地の利用状況等の現地確認をしており、本件の権利取得により周辺農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障はないと考えられます。以上のことから、農地法第3条第2項の各号については、別添調査確認表のとおり抵触するもの

はなく、許可相当と調査いたしました。

議 長

第1号議案について、調査の結果、許可相当と報告がありましたが、ご異議、ご意見等はございませんか。

(異議、意見等なし)

議 長

それでは、意見等がありませんので採決します。第1号議案について、許可することに賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

議 長

全員挙手と認めます。

よって、第1号議案農地法第3条第1項の規定による許可申請に係る処分決定の件は、許可と決定いたします。

(午後1時26分)

議 長

続きまして、第2号議案農地法第5条の規定による許可申請に係る処分決定の件について、を上程いたします。

こちらも内容につきましては、書面での報告とします。

調査報告(机上配布)

(第一調査委員会結城一吉委員長報告)

第2号議案の調査結果について報告します。

調査は4番大泉権吾委員、7番加藤和彦委員、15番鈴木正年委員と私(結城一吉委員)の4名で行いました。今回の申請は、太陽光発電パネル設置に転用するものが2件、資材置場に転用するものが4件、駐車場に転用するものが1件、建売住宅に転用するものが1件、一般住宅に転用するものが1件の合計9件です。番号1番から3番を4番大泉権吾委員から、番号4番から6番を15番鈴木正年委員から、番号7番から9番を7番加藤和彦委員から報告します。

(4番大泉権吾委員報告)

番号1番は、駐車場に転用するもので、賃貸借権の設定です。申請地は、市街化調整区域の農振その他の区域です。10ha以上の広がりがなく、土地改良事業施行区域内で土地改良事業施行後8年以上経過している区域です。中山間地域等に存在する公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地であることから、第2種農地と判断しました。申請は、建設機械等リース会社が既存施設(コンテナ置場H30.11許可4,950㎡)の拡張により、現況畑574㎡を転用し、駐車場(トラック等8台)に246㎡、法面に184㎡、通路等に144㎡を利用する計画であり、計画面積は適正であると判断しました。用排水計画や被

害防除計画も適切であることから、目的実現性の確実性や周辺農地への影響は特に問題がないと判断しました。資金計画は全額自己資金であり、預金残高証明書が提出されております。また、土地改良区から「差し支えない」旨の意見書が交付されております。賃貸借権の設定期間は、10年間（更新あり）です。以上のことから、農地法第5条第2項の不許可要件に該当するものがないと判断し、許可相当と調査いたしました。

番号2番は、資材置場に転用するもので、売買による所有権の移転です。申請地は、市街化調整区域の農振その他の区域です。10ha以上の広がりがなく、土地改良事業施行区域外にあり、中山間地域等に存在する公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地であることから、第2種農地と判断しました。申請は、建設会社が規模拡大により資材置場を整備するもので、田842㎡と用悪水路92㎡を含む事業面積934㎡を利用して、建設資材置場に310㎡、駐車場（小型車8台）に100㎡、通路等に524㎡を利用する計画であり、計画面積は適正であると判断しました。用排水計画や被害防除計画も適切であることから、目的実現性の確実性や周辺農地への影響は特に問題がないと判断しました。資金計画は全額自己資金であり、預金残高証明書が提出されております。以上のことから、農地法第5条第2項の不許可要件に該当するものがないと判断し、許可相当と調査いたしました。

番号3番は、建売住宅に転用するもので、売買による所有権の移転です。申請地は、都市計画区域外の農振その他の区域です。10ha以上の広がりがなく、土地改良事業施行区域外です。中山間地域等に存在する公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地であることから、第2種農地と判断しました。申請は、建設会社が田671.83㎡を転用し、2区画の建売住宅とするもので、住宅2棟に131.94㎡、庭に349.77㎡、駐車場（普通車4台）に50㎡、通路等に140.12㎡を利用する計画であり、計画面積は適正であると判断しました。用排水計画や被害防除計画も適切であること、宅地への進入路も確保されていることから、目的実現性の確実性や周辺農地への影響は特に問題がないと判断しました。資金計画は全額借入金であり、融資証明書が提出されております。以上のことから、農地法第5条第2項の不許可要件に該当するものがないと判断し、許可相当と調査いたしました。

（13番鈴木正年委員報告）

番号4番は、資材置場に転用するもので、使用貸借権の設定です。申請地は、都市計画区域外の農振その他の区域です。10ha以上の広がりがなく、土地改良事業施行区域外にあり、中山間地域等に存在する公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地であることから、第2種農地と判断しました。申請は、建設会社が田1,111㎡を転用し、建設資材等の置場に335㎡、駐車場（普通車3台）に54㎡、通路等に722㎡を利用する計画であり、計画面積は適正であると判断しました。用排水計画や被害防除計画も適切であることから、目的実現性の確実性や周辺農地への影響は特に問題がないと判断しました。資金計画は全額自己資金であり、通帳の写しが提出されております。使用貸借権の設定期間は、2年間です。以上のことから、農地法第5条第2項の不許可要件に

該当するものがないと判断し、許可相当と調査いたしました。

番号5番は、太陽光発電パネル設置に転用するもので、売買による所有権の移転です。申請地は、市街化調整区域の農振地域外の区域です。10ha以上の広がりがなく、土地改良事業施行区域外にあり、中山間地域等に存在する公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地であることから、第2種農地と判断しました。申請は、太陽光発電事業会社が、田 970 m²を転用し、太陽光発電パネル 264 枚（発電出力 49.5Kw）に 440 m²、通路等に 530 m²を利用する計画であり、計画面積は適正であると判断しました。用排水計画や被害防除計画も適切であることから、目的実現性の確実性や周辺農地への影響は特に問題がないと判断しました。資金計画は全額自己資金であり、預金残高証明書が提出されております。以上のことから、農地法第5条第2項の不許可要件に該当するものがないと判断し、許可相当と調査いたしました。

番号6番は、一般住宅に転用するもので、贈与による所有権の移転です。申請地は、都市計画区域外の農振その他の区域です。10ha以上の広がりなく、土地改良事業施行区域外にあり、中山間地域等に存在する公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地であることから、第2種農地と判断しました。申請は、譲渡人の長男が、田 153 m²を利用し、住宅に 65.93 m²、駐車場（普通車 1 台）に 10 m²、庭等に 77.07 m²を利用する計画であり、計画面積は適正であると判断しました。用排水計画や被害防除計画も適切であることから、目的実現性の確実性や周辺農地への影響は特に問題がないと判断しました。資金計画は借入金と自己資金であり、住宅ローン事前審査結果の写し及び預金通帳の写しが提出されております。以上のことから、農地法第5条第2項の不許可要件に該当するものがないと判断し、許可相当と調査いたしました。

（7番加藤和彦委員報告）

番号7番は、資材置場に転用するもので、売買による所有権の移転です。申請地は、市街化調整区域の農振その他の区域です。10ha以上の広がりなく、土地改良事業施行区域内で土地改良事業施行後8年以上経過している区域です。中山間地域等に存在する公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地であることから、第2種農地と判断しました。申請は、建設会社が規模拡大により資材置場を整備するもので、田 243 m²を転用し、隣接原野の一部を合わせた事業面積 734 m²を利用するもので、資材置場に 382 m²、通路等に 352 m²を利用する計画であり、計画面積は適正であると判断しました。用排水計画や被害防除計画も適切であることから、目的実現性の確実性や周辺農地への影響は特に問題がないと判断しました。資金計画は全額自己資金であり、預金通帳の写しが提出されております。また、土地改良区から「差し支えない」旨の意見書が交付されております。以上のことから、農地法第5条第2項の不許可要件に該当するものがないと判断し、許可相当と調査いたしました。

番号8番は、資材置場に転用するもので、売買による所有権の移転です。申請地は、市街化調整区域の農振その他の区域です。10ha以上の広がりがあり、土地改良事業施行区域内で土地改良事業施行後8年以上経過している区域です。集落に接続していることから、第2種農地と判断しました。申請は、土木

会社が規模拡大により資材置場に整備するもので、田 1,199 m²を転用して、資材置場に 435 m²、駐車場（普通車 1 台）に 18 m²、法面に 246 m²、通路等に 500 m²を利用する計画であり、計画面積は適正であると判断しました。用排水計画や被害防除計画も適切であることから、目的実現性の確実性や周辺農地への影響は特に問題がないと判断しました。資金計画は自己資金及び借入金であり、預金通帳の写し及び融資証明書が提出されております。また、土地改良区から「差し支えない」旨の意見書が交付されております。許可を得ずに利用していたことに対し、始末書が提出されております。なお、プレハブ等の建築物は撤去済であることを確認しております。以上のことから、農地法第 5 条第 2 項の不許可要件に該当するものがないと判断し、許可相当と調査いたしました。

番号 9 番は、太陽光発電パネル設置に転用するもので、売買による所有権の移転です。申請地は、都市計画区域外の農振その他の区域です。10ha 以上の広がりがなく、土地改良事業施行区域外にあり、中山間地域等に存在する公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地であることから、第 2 種農地と判断しました。申請は、電気工事が、田 2,884 m²を、太陽光発電パネル 232 枚（発電出力 49.5Kw）に 1,218 m²、資材置場に 770 m²、駐車場 6 台及びプレハブに 350 m²、通路等に 546 m²を利用する計画であり、計画面積は適正であると判断しました。用排水計画や被害防除計画も適切であることから、目的実現性の確実性や周辺農地への影響は特に問題がないと判断しました。資金計画は全額自己資金であり、預金残高証明書が提出されております。以上のことから、農地法第 5 条第 2 項の不許可要件に該当するものがないと判断し、許可相当と調査いたしました。

議 長

第 2 号議案について調査の結果、許可相当と報告がありましたが、ご異議、ご意見等はございませんか。

（異議、意見等なし）

議 長

それでは、意見等がありませんので採決します。

第 2 号議案について、許可とすることに賛成の方は挙手をお願いします。

（全員挙手）

議 長

全員挙手と認めます。よって、第 2 号議案農地法第 5 条の規定による許可申請に係る処分決定の件については、許可と決定いたします。（午後 1 時 28 分）

議 長

続きまして、第 3 号議案農地法第 5 条許可に関する事業計画変更承認申請に係る処分決定の件について、を上程いたします。

こちら内容につきましては、書面での報告とします。

調査報告（机上配布）

（第一調査委員会結城一吉委員長報告）

第3号議案の調査結果について報告します。

調査は、4番大泉権吾委員、7番加藤和彦委員、15番鈴木正年委員、と私（結城一吉委員）の4名で行いました。今回の申請は、資材置場に一時転用していたものの事業計画変更承認申請するものが1件です。

番号1番は、賃貸借権の設定により工事現場の資材置場に一時転用していましたが、工期の変更に伴い事業計画変更承認申請をするものです。令和元年11月29日付け農地法第5条許可で工事現場の資材置場に一時転用していましたが、事業者が事業内容の変更をするものです。申請地は、都市計画区域外の農振その他の区域です。変更理由は工事の遅れ及び追加工事の受注により工期が4月30日から9月30日まで（5ヶ月間）延長されたため、工事の期間を変更するものです。事業面積に変更はなく、用排水計画や被害防除計画、農地復元計画も適切であることから、目的実現性の確実性や周辺農地への影響は特に問題がないと判断しました。賃借料の増加に関しても自己資金で対応可能であることを確認しています。以上のことから、農地法第5条第2項の不許可要件に該当するものがないと判断し、承認相当と調査いたしました。

議長

第3号議案について調査の結果、承認相当と報告がありましたが、ご異議、ご意見等はございませんか。

（異議、意見等なし）

議長

それでは、意見等がありませんので採決します。

第3号議案について、承認相当とすることに賛成の方は挙手をお願いします。

（全員挙手）

議長

全員挙手と認めます。よって、第3号議案農地法第5条許可に関する事業計画変更承認申請に係る処分決定の件については、承認することに決定いたします。

（午後1時30分）

議長

続きまして、第4号議案仙台農業振興地域整備計画の変更に係る意見を求める件について、を上程いたします。

こちらも内容につきましては、書面での調査報告とします。

調査報告（机上配布）

（第一調査委員会結城一吉委員長報告）

第4号議案の調査結果を報告します。

調査は、3番赤間敬委員、5番大里重市委員、6番加藤和江委員、13番品川

忠夫委員の4名で、聞き取り調査については全員で、経済局農政企画課の説明を受け行いました。この整備計画の変更は別紙のとおり、用途区分の変更が1件です。調査結果の報告を3番赤間敬委員から報告します。

(3番赤間敬委員報告)

第4号議案の調査結果を報告します。農業用施設用地に、用途区分を変更するものです。申請は、畑5,842㎡のうち720㎡を穀類乾燥調製施設(ミライセンター)に整備して、効率的に営農を図るものです。当該地は法人の営農地に近接し、土地の一部はすでに農業用施設用地に変更していることから、一体的な土地利用を図り効率的な営農に寄与できるとして選定したものです。なお、農業振興地域整備計画の変更後に、農地法第5条許可申請の手続きが必要になります。今回の変更については、用途区分変更の要件をすべて満たしているものです。農用地利用計画変更申出書など関係書類を検討した結果、「やむを得ないもの」と調査いたしました。

議長

第4号議案について調査の結果、「やむを得ないもの」と調査報告がありましたが、ご異議、ご意見等はございませんか。

(異議、意見等なし)

議長

それでは、意見等がありませんので採決します。第4号議案について、「やむを得ない」との意見に、異議のない方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

議長

全員挙手と認めます。よって、第4号議案仙台農業振興地域整備計画の変更に係る意見を求める件について、「やむを得ない」との意見を付すことに決定いたします。
(午後1時32分)

議長

続きまして、協議に入ります。

協議事項(1)「新型コロナウイルス感染症の拡大に伴う農業委員会業務の対応方針(案)」を事務局から説明願います。

事務局

— 説明 —

主幹兼振興係
長

新型コロナウイルス感染症の拡大に伴う農業委員会業務の当面7月までの対応を、時短、書面審査、延期、中止などとし、状況に応じて適宜見直します。

議長

協議事項(1)について、ご質問・ご意見等はございませんか。

(質問、意見なし)

議 長	<p>質問がないようですので、(1)「新型コロナウイルス感染症の拡大に伴う農業委員会業務の対応方針(案)」は、承認いたします。</p>
議 長	<p>続いて、協議事項(2)「令和2年度農地パトロール(利用状況調査)の実施(案)」を事務局から説明願います。</p>
事務局	<p>— 説明 —</p>
議 長	<p>協議事項(2)について、ご質問・ご意見等はございませんか。</p> <p>(質問、意見なし)</p>
議 長	<p>質問がないようですので、(2)「令和2年度農地パトロール(利用状況調査)の実施(案)」は、承認いたします。</p> <p>以上で協議事項を終了いたします。</p> <p style="text-align: right;">(午後1時40分)</p>
議 長	<p>続きまして、報告事項に入ります。まず、農地関係から報告します。</p> <p>(1)農地改良工事(現状変更)届出の内容につきましては、書面での報告書をもって、総会での口頭報告は省略します。</p>
議 長	<p>調査報告(机上配布)</p> <p>(結城一吉第一調査委員会委員長報告)</p> <p>農地改良工事(現状変更)届出について、4月22日開催の調査委員会で調査しました。その結果を報告します。届出は1件ありました。</p> <p>届出は、田5,531㎡の内3,000㎡を盛土して畑として利用するものです。市街化調整区域の農振農用地区域内の農地です。本農地は4枚の棚田となっており、隣接農地より低く水はけが悪く、管理しにくいことから、盛土して畑として利用するもので、麦・大豆等を栽培する計画です。隣接する農地と同程度の高さに盛土する計画で、周辺農地への影響はないと判断しました。盛土工事期間は、5月1日から10月30日までの約6ヶ月です。本間昭農地利用最適化推進委員が、3月31日に現地を確認しております。土地改良区からの同意書も提出されており、関係書類も整備されております。詳細については別添報告書の記載のとおりです。</p>
議 長	<p>農地改良工事届出につきまして、何か質問等はありませんか。</p> <p>(全員なし)</p>
議 長	<p>続きまして、(2)農地法第4条第1項第8号の規定による農地転用届出から(6)</p>

売り渡し希望農地一覧までを事務局から報告願います。

なお、質問については説明後、一括して受けます。

事務局
農地係長

それでは、報告いたします。別紙報告書をご覧ください。

(2)農地法第4条第1項第8号の規定による農地転用届出から(5)農地法第18条第6項の規定(合意解約)による通知については、報告書のとおりです。

(報告書の概要)

(2)農地法第4条第1項第8号の規定による農地転用届出については、2ページから3ページに記載のとおり、番号4084から4087まで4件(3/24~3/31受付分)番号4001~4006まで6件(4/1~4/20受付分)の届出がありました。転用目的の内訳は、共同住宅・宅地への転用が3件ずつ、一般住宅への転用が2件、駐車場・資材置場への転用が1件ずつありました。受付時において届出書の添付書類も含め完備していましたので、事務局長専決により全件受理しております。

続きまして、(3)農地法第5条第1項第7号の規定による農地転用届出については、4ページから9ページに記載の通り、番号5221から5225まで5件の(3/25~3/31受付分)番号5001~5012まで12件(4/1~4/20まで受付分)の届出がありました。転用目的の内訳は、一般住宅への転用が11件、駐車場への転用が6件、宅地造成への転用が2件、宅地・共同住宅・道路・資材置場への転用が各1件ずつありました。受付時において届出書の添付書類も含め完備していましたので、事務局長専決により全件受理しております。

続きまして(4)農地法第3条の3の規定による届出については、10ページから11ページに記載のとおり9件(71筆)の届出がありました。すべて相続による権利取得となっております。

続きまして(5)農地法第18条第6項の規定(合意解約)による通知については、12ページに記載のとおり4件ありました。すべて合意解約によるものとなっております。

事務局
農地係長

続きまして、(6)売り渡し希望農地一覧ですが、新規の申し出が1件ありましたので、一覧表を修正しております。仙台市のホームページにも掲載して広く周知しているところです。あっせんの掘り起しをよろしく願いいたします。

農地関連の報告事項は、以上でございます。

議 長

報告事項(2)から(6)までについて、ご質問等はございませんか。

(質問、意見なし)

議 長

質問等がないようです。次に(7)農地利用最適化推進委員についてを私(佐々木会長)から、(8)第6回企画検討チーム会議報告についてを松原企画検討チーム長

から、(9)農地利用最適化推進活動に関するアンケート結果についてと、(10)経営意向調査報告書について事務局から報告願います。なお、質問については説明後、一括して受けます。

(7)佐々木会長 — 説明 — (7)農地利用最適化推進委員について

(8)松原企画チーム長 — 説明 — (8)第6回企画検討チーム会議報告について

(9)農地係 — 説明 — (9)農地利用最適化推進活動に関するアンケート結果について

(10)主幹兼振興係長 — 説明 — (10)経営意向調査報告書

議長 (7)農地利用最適化推進委員について、から(10)経営意向調査報告書について、ご質問等はありませんか。これらは報告事項ですので了承願いたいと思います。以上で報告事項を終了いたします。

(午後1時49分)

議長 続きまして、「仙台市農業委員会の法令遵守の申し合わせ決議」を行います。資料7をご覧ください。中野会長職務代理者が読み上げますので、それをもって仙台市農業委員会の申し合わせ決議といたします。

中野会長職務代理者 仙台市農業委員会の法令遵守の申し合わせ決議
私たち農業委員、農地利用最適化推進委員は、農業者の公的な代表機関である農業委員会組織の一員として、法令に従い適正に農地制度を運用し、農地利用の最適化を実現する責務を負っている。

特に、農地制度に基づく許認可に係る事務については、個人情報に接することも多く、公平・公正な運用はもちろんのこと、個人情報保護も徹底しなければならない。

私たち農業委員、農地利用最適化推進委員は、高い倫理観を持ち、法令遵守を徹底するため、下記事項についてここに申し合わせ、決議する。

記

1. 農業委員会が担っている職務と責任を改めて自覚し、法令に従い適正に農地制度を運用すること。特に、農業委員会法第31条の議事参与の制限、同第33条の議事録の公表を適切に実施して、農業委員会の議事の公正さを確保すること。

2. 特別職の公務員としての高い倫理観を維持し、農業者はもとより、市民の期待に応えるべく、一人ひとりが自らの仕事に誇りを持ち、誠実に職務を執行すること。

令和2年4月28日

仙台市農業委員会

議 長	委員の皆様、決議のとおり、対応をよろしく申し上げます。
議 長	続きますして、その他に入ります。質問については説明後、一括して受けます。 (1)会長報告を私から（佐々木均会長）報告します。資料8をご覧ください。
会 長	（会長報告）
議 長	次に(2)事務局からの連絡事項について、事務局から説明願います。
事務局 振興係	(2)事務局からの連絡事項について ①農地台帳の写し及び耕作証明書の郵送による申請・交付の実施について ②月報の様式変更（人・農地プランの話し合い活動記録票の追加ほか） ③その他事務局からの連絡事項
議 長	その他についてご意見、ご質問等はございますか。 （意見なし）
議 長	質問等はないようですので、その他について終了いたします。 他に何かありますか。 なければ以上で全てを終了いたします。
司会：主幹兼振 興係長	それでは、閉会のあいさつを中野会長職務代理者から願います。
中野会長職務 代理者	以上をもちまして、仙台市農業委員会第23回総会を閉会します。 閉 会
	（午後2時00分）